

おかげさまで 開業16周年 ありがとうございます

地引労務管理事務所

事務所便り 2024年7月号

早いもので、能登半島地震に始まった2024年も半分が過ぎてしまいました。被災地では復旧・復興がまだ進んでいない地域もあり、1日も早い復旧・復興が望まれます。

まだ梅雨明け前ですが、今月は早くも猛暑日が観測され、暑さ対策は必須になりましたね。10月まで暑い日が続くかと思いますが、「これが日本の夏」と腹をくくった方がよさそうですね。

今月は、パリでオリンピックが開催されます。各競技の日本代表も決まってきており、オリンピックモードになってきましたね。時差の関係で、なかなか生放送で多くの競技を見ることはできませんが、特に注目の試合は何とか頑張って観戦して、翌日に影響がないように気を付けます。

7月のトピックス

- ・ 改正子ども・子育て支援法について
- ・ 事業所の厚生年金加入要件について
- ・ 入国管理・難民認定法等の改正について

改正子ども・子育て支援法について

改正子ども・子育て支援法が成立しました。児童手当の所得制限撤廃、高校卒業までの支給期間延長は、令和6年10月分から実施され、児童扶養手当の第3子以降の加算額引上げは令和6年11月分から実施されます。また「共働き・子育て」の推進に向け、出生後休業支援給付および育児時短就業給付が創設されます。財源の1つとして創設される支援金は、令和8年度から医療保険料とあわせて徴収されます。

事業所の厚生年金加入要件について

厚生労働省は、厚生年金に加入する際の企業規模要件を撤廃する方針を固めました。従業員5人以上の個人事業所の非適用業種も解消し厚生年金を適用する方向で、新たに約130万人が加入対象となります。2025年の通常国会に関連法案を提出します。

入国管理・難民認定法等の改正について

「育成就労」制度の新設を含む入国管理・難民認定法などの改正案が成立しました。育成就労で1～2年就労後は本人の意向により同業種での転籍が可能となります。監理団体への外部監査人の設置も義務付けられます。また、税や社会保険料を故意に納めなかったりした永住者の永住許可を取り消すことができるようになります。

地引労務管理事務所

東京都小平市美園町 2-21-15-204

E-MAIL: jibiki@jibiro.info

URL: <http://jibiro.info/>

TEL/FAX: 042-343-1363

移動オフィス: 090-2907-3545